

# 笠間市子どもの居場所拠点運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、笠間市子どもの居場所拠点運営業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式に必要な事項を定める。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 笠間市子どもの居場所拠点運営業務
- (2) 業務内容 別紙笠間市子どもの居場所拠点運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）
- (4) 選 定 数 1 者

## 3. 委託限度額

|        |             |
|--------|-------------|
| 3年間    | 62,157,000円 |
| 令和 8年度 | 20,365,000円 |
| 令和 9年度 | 20,737,000円 |
| 令和10年度 | 21,055,000円 |

※本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表2第7号により、非課税として取り扱う。

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 児童福祉事業及びそれに類する事業に取り組んだ十分な実績があり、笠間市子どもの居場所拠点運営業務委託仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。
- (2) 笠間市内において、子どもの居場所拠点施設を開設することが可能な者であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当しない者であること。

## 5. 質問及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月27日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類 質問書（様式第5号）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出先 「13. 担当部署（問合せ及び提出先）」に同じ
- (5) 回答日 令和7年10月29日（水）

質問への回答は、質問者に対し電子メールで回答し、その内容は、笠間市ホームページに掲載する。

## 6. 提案書等の提出

- (1) 提出書類 子どもの居場所拠点運営業務受託申請書類一覧（別紙1）のとおり
- (2) 提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 「13. 担当部署（問合せ及び提出先）」に同じ
- (4) 提出方法 紙媒体及び電子データにより提出する。

ア 紙媒体2部（正本1部、副本1部）を持参又は郵送することとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

イ 電子データは、申請書類一式を1つのPDFファイルにした上で送付すること。

（データの送付方法は、紙媒体を受付した後に申請者に通知する。）

## 7. 審査方法

本プロポーザルは、審査委員会を設置し、プレゼンテーションを行い審査する。

- (1) 提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- (2) 点数付けは審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位を決める。
- (3) 審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を候補者とする。

## 8. 審査項目及び配点

本プロポーザルの審査項目は、以下のとおりする。

- (1) 運営の基本方針 10／100点
- (2) 事業内容に関する方針及び計画 40／100点
- (3) 実施体制に関する方針及び計画 30／100点
- (4) 施設・設備の状況 5／100点
- (5) 運営実績 10／100点
- (6) 費用の積算 5／100点

## 9. スケジュール

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 公募の実施        | 令和7年10月22日（水）       |
| 質問受付         | 令和7年10月27日（月）午後5時まで |
| 質問回答         | 令和7年10月29日（水）       |
| 提案書類提出       | 令和7年11月5日（水）午後5時まで  |
| プレゼンテーション・審査 | 令和7年11月13日（木）       |
| 結果通知         | 令和7年11月下旬（予定）       |
| 契約締結         | 令和7年12月（予定）         |

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載事項に示された内容に適合しないもの
- （3）提案書の提出期限後に、参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- （5）提出された書類に虚偽又は不正があったもの
- （6）参考見積書の金額が「3. 委託限度額」を超過したもの

## 11. 契約

候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 12. その他留意事項

- （1）企画提案は、1法人につき1件とする。
- （2）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、書面審査による選考となった場合に限り、選定委員会用資料の追加提出を認めるものとする。
- （3）提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、本件業務委託者の選定以外の用途には使用しない。
- （4）書類の作成、提出及び審査等、本プロポーザルへの参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

## 13. 担当部署（問合せ及び提出先）

笠間市こども部こども政策課（子育て政策グループ）担当：石塚

〒309-1734 笠間市南友部1966-1

電話番号：0296-78-3155（直通）

電子メール：koseisaku@city.kasama.lg.jp